

天理市みんなの学校プロジェクトの推進に関する条例をここに公布する。

令和7年7月1日

天理市長 並 河 健

天理市条例第31号

天理市みんなの学校プロジェクトの推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、少子化の進展や人々の価値観等の多様化により地域におけるつながりが希薄化する社会の中で、学校を教育と地域活動が融合する拠点とし、地域とともにこどもたちを育む仕組みを構築するため、基本理念並びに市、天理市教育委員会、学校運営協議会、学校、地域及び家庭の責務等を明らかにするとともに、公共施設の将来的なあり方を見据え、学校三部制を活用しながら学校を地域連携型学校としてこどもたちを地域で育て支え合い、多世代間の新たな交流を生み出す取組（以下「みんなの学校プロジェクト」という。）を推進し、もってこどもから高齢者までが生きがいを持って暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 天理市立小学校、中学校、幼稚園設置条例（昭和39年3月天理市条例第15号）第2条及び第3条に規定する学校をいう。
- (2) 地域連携型学校 学校教育に加えて、これと連携した社会体育、生涯学習、社会教育等の活動の主体となる機能を有した学校をいう。
- (3) 学校三部制 学校又は地域による学校施設の活用方法を三部構成としたものであって、学校教育の活動を第一部、こどもに関わる課外活動を第二部、これら以外の地域活動を第三部として規則で定めるものをいう。
- (4) 学校運営協議会 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき天理市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が設置する学校運営協議会をいう。

(基本理念)

第3条 みんなの学校プロジェクトは、こどもたちの最善の利益を考慮し、かつ、その健やかで幸せな成長を実現できる地域とともにある学校づくりを進めることを基本理念として推進されなければならない。

(市及び教育委員会の責務)

第4条 市及び教育委員会は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、こどもから高齢者までが地域で安心して暮らせる環境づくりにつながる施策を推進するものとする。

2 市及び教育委員会は、教育と地域活動が融合する拠点となる地域連携型学校の整備及びその維持に努めなければならない。

(学校運営協議会の責務)

第5条 学校運営協議会は、基本理念にのっとり、みんなの学校プロジェクトを推進するための学校運営に関して、積極的に協議し、参画するものとする。

(学校、地域及び家庭の役割)

第6条 学校、地域及び家庭は、基本理念にのっとり、協働して、こどもたちが安心できる居場所づくりに取り組むよう努めるものとする。

(みんなの学校プロジェクトの推進に関する施策等)

第7条 市及び教育委員会は、次に掲げるみんなの学校プロジェクトの推進に関する施策を実施するものとする。

- (1) 学校が教育と地域活動が融合する拠点となるよう、学校三部制の推進及び活用に係る啓発活動等を行うこと。
- (2) 人口減少及び公共施設の老朽化等の課題を踏まえつつ、計画的に地域連携型学校の整備を図ること。
- (3) こどもたちの経験及び知識の充実を図るため、多種多様な学びの機会を提供すること。
- (4) その他みんなの学校プロジェクトの推進に関すること。

2 みんなの学校プロジェクトにおける学校施設の管理については、学校三部制における学校教育の活動に係る部分を除いては、教育委員会が責任主体となって行うものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。